

地域における子育て支援の充実強化（高知版ネウボラの推進）

- 利用者支援事業（基本型・特定制）等を実施する市町村数 R2:2市 → R5:17市町村
- 【目標値】 ■地域子育て支援センターにおける2歳以下の未就園児の利用割合 R2:30%(推計) → R5:50%
- 地域で実施している子育て支援活動(子育てイベントや講座等)の実施数 R1:200回 → R5:300回

■高知県が『安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」ができるような社会』になっている R1:28.1%→R5:45.0%

現状・課題

- ①妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築する「高知版ネウボラ」については、全ての市町村で母子保健、児童福祉、子育て支援の関係機関による連携体制が一定構築されてきているが、更なる質の向上が必要。また、子育て家庭の孤立化や児童虐待を防止するため、個々の家庭の状況に応じた支援力の向上にさらに取り組む必要がある。
- ②子育て世代包括支援センター（32か所）と地域子育て支援センター（60か所）の設置は進んできたが、「相談先が分かりづらい」、「適切な情報をキャッチしづらい」などの課題がある。また、子育て世帯のニーズの高い支援サービス(病児・病後児保育、一時預かり等)の提供は十分と言えない。
- ③0～2歳の児童の内、未就園児は約4割。子育て家庭の負担感を軽減し身近な地域で安心して子育てができるよう、地域住民が主体となった子育て支援サービスの充実を図ることが必要。
- 【県民意識調査（R1）抜粋】
- 「利用したいサービス」：地域子育て支援センター 21.4%、病児・病後児保育 20.1%、一時預かり 16.2%
 - 「子育てについて不安に感じていること」：子育てによる身体的・精神的な疲れが大きい24.2% 「子育ての不安や悩みについての相談先」：友人・知人71.6%

令和3年度の取組

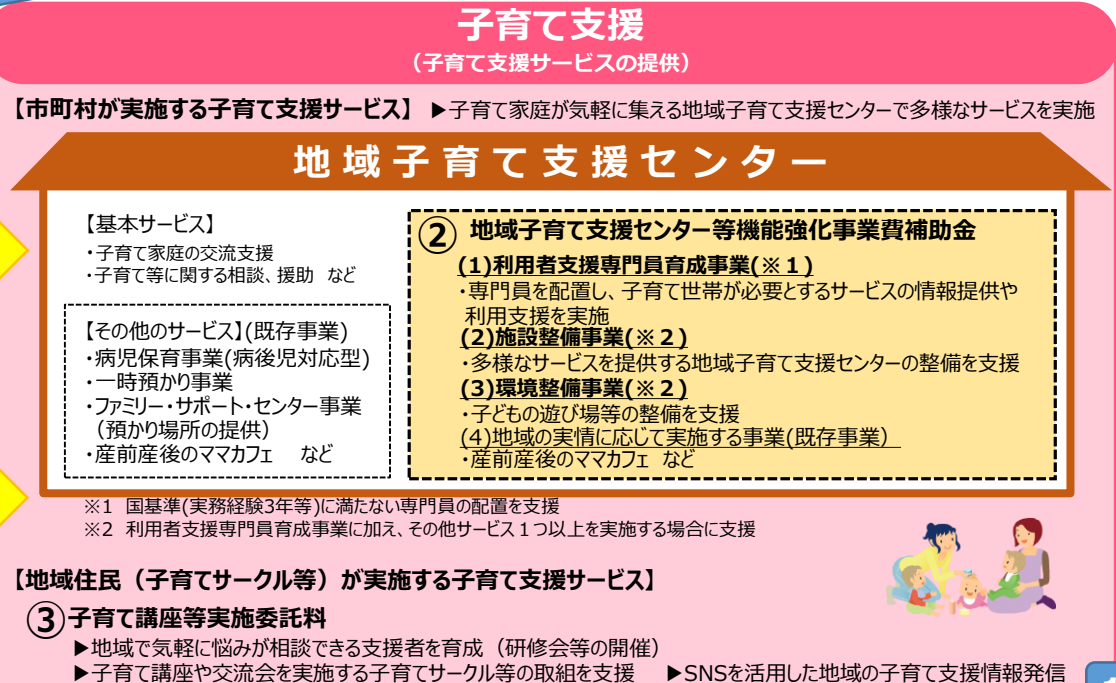
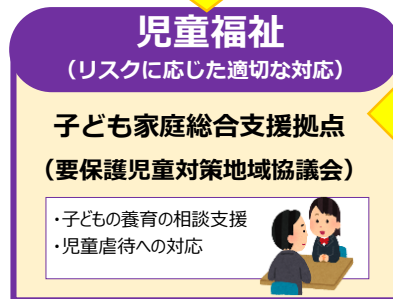
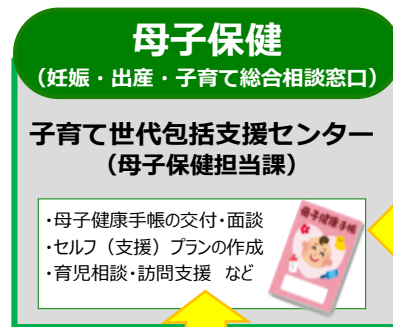
新 ①高知版ネウボラ推進事業
市町村に対して専門家による指導、助言を実施する。また、専門人材の育成などの取組を支援する。

新 ②地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金
地域子育て支援センターにおいて、子育て世帯が必要とするサービスを提供できるよう、利用者支援専門員の育成を支援する。また、多様なサービスを提供するセンターを増やす。

新 ③子育て講座等実施委託料
地域で子育て支援に関わる人材の育成と、子育てサークル等の地域の住民が主体となった子育て活動を支援する。

上記の取組により、子育て家庭の孤立化や児童虐待の防止を図る。

- ① 高知版ネウボラ推進事業 ▶各市町村にネウボラの支援制度に知見のある専門家を派遣し、課題について整理するとともに、その解決に向け指導、助言を実施
▶母子保健、児童福祉、子育て支援の各部門が合同で実施する事例検討など実践的な研修会等の取組を支援



【目標値】

- ・児童虐待通告後48時間ルール 100%実施の継続
- ・子どもの安全を最優先にした一時保護 100%実施の継続
- ・子ども家庭総合支援拠点の設置 (R1) 2市町→ (R4) 全市町村



重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続

児童相談所の相談支援体制の強化

1 現状

- ・児童相談所における児童虐待相談受付・対応件数は増加傾向 (件)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
受付件数	515	417	453	595	697
対応件数	379	291	326	420	458

* 対応件数：相談受理後、調査し虐待と認定し対応した件数 (児童家庭課調べ)

2 課題

- 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(H30)、改正児童福祉法等(R1)などに基づいた児童相談所の体制や専門性の強化
 - ・各種研修による児童相談所職員の専門性強化
 - ・弁護士、医師等の専門家との連携体制強化
 - ・適宜・適切なアセスメントに基づく一時保護の実施
 - ・子どもの権利擁護への対応

3 令和3年度の取り組み

(1) 相談支援体制の強化

- ・児童虐待防止対策体制総合強化プランを前倒しして児童福祉司、児童心理司等を配置
- ・里親養育支援及び市町村支援を担当する児童福祉司を専任配置

(2) 職員の専門性の強化

- ・外部専門家の招へいなどによる研修の実施
 - 職種別・経験年数別の職員研修や児童福祉司スーパーバイザーの研修
 - 親子関係再構築支援などの家族支援研修 (児童福祉司対象)
 - トラウマを念頭に置いた支援に関する研修 (児童心理司対象)

- Ⓢ 弁護士による定期相談の拡充、臨時相談及び法的対応の代行を実施
- ・児童相談所への現職警察官配置による児童虐待事案等への対応力強化
- ・小児科、精神科、法医学専門の医師に随時相談できる環境を整備

(3) 子どもの権利擁護の推進

- Ⓢ 一時保護所で生活する子どもに弁護士が面談を行うなどの意見聴取の機会を確保
- ・体罰によらない子育てについての広報啓発

市町村における児童家庭相談支援体制の強化

1 現状

- ・要保護児童対策地域協議会等の担当職員の専門性の確保・継続のため、適宜・適切なアセスメントの実施や援助方針の決定・見直しへの支援が必要
- ・子ども家庭総合支援拠点設置のための専門人材の確保が困難

2 課題

- 児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づいた児童家庭相談支援体制の抜本強化
 - ・要保護児童対策地域協議会の活動強化
 - ・市町村の実情に応じた子ども家庭総合支援拠点設置基準の見直し
 - ・市町村職員の専門性の強化

3 令和3年度の取り組み

○各市町村 (要保護児童対策地域協議会) への積極的な支援

- ・経験年数や職階に応じた実践的な研修の実施
- ・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言
- Ⓢ 地域の見守り体制強化のため外部専門家による民生委員・主任児童委員対象の研修を実施
- ・SSW等と連携した支援が必要な子どもの早期発見の取り組みに対する支援
- ・地域の介護や障害福祉等のネットワークと連携したヤングケアラーの支援体制の強化に向けた支援

(※) SSW : スクールソーシャルワーカー

○市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置を促進

- Ⓢ 専門人材の配置に向けた財政支援等により各市町村に設置を働き掛け